

平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について

1 SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移（資料1）

- SNSに起因する事犯の被害児童数は、青少年のスマートフォン等の所有・利用状況の増加に伴い増加傾向にあり、過去最多。
- 一方、出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数は、平成20年の法改正以降減少傾向にあり、過去最少。

2 SNSにおける被害児童の状況

- 罪種別では、児童ポルノ及び児童買春事犯が増加傾向にあり、他罪種は横ばい。（資料2）
- 学職別では、高校生及び中学生が9割弱を占める。（資料4）
- サイト別では、「複数交流系」が増加傾向にあり、他種別は、横ばい又は減少傾向。（資料7）
- 被疑者と会った理由では、「金品目的」及び「性的関係目的」に関連する理由が4割強を占める。（資料9-1）
- フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、8割強が契約当時から利用していない。（資料10）
- 契約当時からフィルタリングを利用していない被害児童において、保護者の多くがその理由を「特に理由はない」と回答しており、関心の低さが見られた。（資料10）

3 対策

(1) 事業者による協議会の活動支援等

- ・ 18事業者が参加する「青少年ネット利用環境整備協議会」に協力官庁として参画し、事業者別に児童被害状況を提供
- ・ 座間市における事件の再発防止策として、同協議会に事件の情報を提供し、同協議会の緊急提言に協力

(2) サイバー防犯ボランティアを活用した各種対策の推進

サイバーパトロールによる、SNSにおける不適切な書き込みの発見とIHC（インターネット・ホットラインセンター）への通報

(3) 補導活動及び取締りの推進

- ・ サイバー補導及び福祉犯事件の取締りの更なる推進
- ・ 無届等の悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の推進

(4) 関係省庁、事業者及び関係団体と連携した対策の推進

- ・ 青少年インターネット環境整備法の施行（本年2月1日）による、フィルタリングの更なる利用促進に向けた連携
- ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有